

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、これまでこどもに関する様々な施策の推進を図ってきましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけ、その影響は現在まで続いています。

このような状況において、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や施策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務として、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもや若者に関する取組（以下「こども施策」という。）を総合的に推進することを目的とするものです。

そして、第9条において、「国がこども大綱（こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの）を定めること」を義務として定めるとともに、第10条において、「都道府県が都道府県こども計画を、市町村が市町村こども計画をそれぞれ定めること」を努力義務として定めました。

本市においては、これまでこどもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画として「小林市子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困対策に関する計画として「小林市子どもの未来応援推進計画」をそれぞれ定め、こどもとその保護者等に対する施策の推進を図ってきました。

小林市子ども・子育て支援事業計画の現行計画である「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末で終期を迎えることから、この機を捉え、小林市子ども・子育て支援事業計画や小林市子どもの未来応援推進計画を包含する「小林市こども計画」を策定し、こども施策の総合的かつ一体的な推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に定められた「市町村こども計画」として策定したものであるとともに、各種法令に定められたこども施策に関する計画等を包含するなど、本市におけるこども施策の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的とするものです。

・本計画が包含する計画と法的根拠等

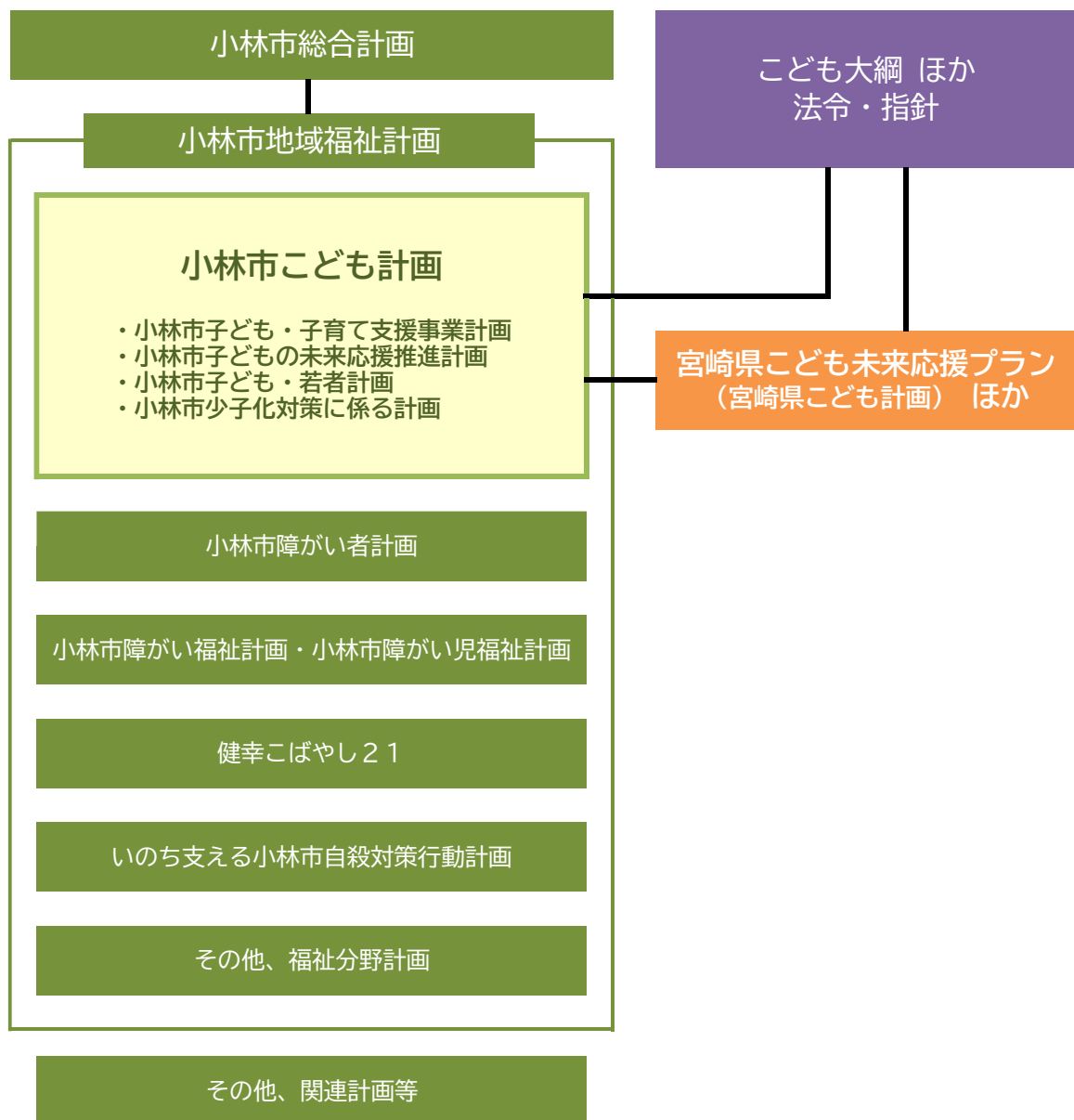
計画名	法的根拠等
第1期小林市こども計画	・ こども基本法（第10条第2項） 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
第3期小林市子ども・子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画、放課後児童対策に係る行動計画を含む）	・ 子ども・子育て支援法（第61条第1項） 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。 ・ 次世代育成支援対策推進法（第8条第1項） 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。 ・ 令和6年度以降の放課後児童対策について（通知） （前略）これまで新プランに基づく取組を計画的に進めるため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）それぞれにおける計画を策定するよう要請してきたところである。 （中略）引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定することとし、都道府県においては（1）に掲げる内容、市町村においては（2）に掲げる内容について盛り込むこととされたいこと。（後略）

計画名	法的根拠等
第2期小林市子どもの未来応援推進計画（子どもの貧困対策計画）	・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項） 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
小林市子ども・若者計画	・ 子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項） 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
小林市少子化対策に係る計画	・ 少子化社会対策基本法（第4条第1項） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 他計画等との関係

本計画は、「こども大綱」や「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等で示された国の方向性や指針、「宮崎県こども未来応援プラン（宮崎県こども計画）」等で示された県の方角性を踏まえ策定したものです。

また、本市におけるこども施策を総合的かつ一体的に推進していくための計画として、本市の最上位計画である「第2次小林市総合計画」、福祉分野の上位計画である「第4期小林市地域福祉計画・小林市地域福祉活動計画」、その他関連計画との整合性を図った上で策定したものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年 度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)					
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画 令和2年度～令和6年度 (5年間)		小林市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)									
子どもの未来応援推進計画 (子どもの貧困対策計画)	第2期計画 令和5年度～令和9年度 (5年間)							※令和7年度～こども計画に一体化				
子ども・若者計画	未策定											
少子化対策に係る計画	未策定											

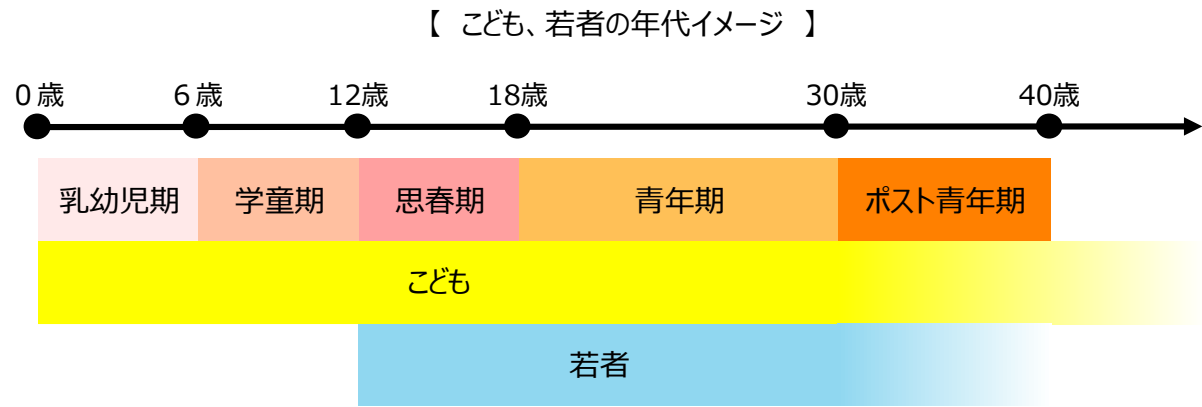
4 計画の対象

本計画は、こども・若者・子育て当事者に関する施策について定めたものです。

本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象）の者としています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が対象に入ることとを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。



5 国や宮崎県、本市の主な方向性及び動向

(1)「こども大綱」概要 【令和5年12月閣議決定】

目指す姿	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～ ※「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会
こども施策の基本方針	日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6つの柱を基本的な方針とする。 ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
指標等	○「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標 12項目 ○こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標 63項目

(2)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」概要 【令和6年9月改正告示】

掲載項目	①子ども・子育て支援の意義に関する事項 ②教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項 ③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 ④児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項 ⑤労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 ⑥その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
市町村計画 必須記載 事項	①教育・保育提供区域の設定 ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期 ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
市町村計画 任意記載 事項	①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等 ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 ⑤地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 ⑧市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(3)「宮崎県子ども未来応援プラン（宮崎県子ども計画）」概要 【令和7年3月策定】

基本理念	すべての子ども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり
基本的視点	①子ども・若者の視点に立った施策の展開 ②ライフステージに応じた切れ目のない支援 ③困難な環境にある子ども・若者の支援 ④若者にとって魅力ある宮崎づくり ⑤国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進
施策の内容 (施策の柱)	(ライフステージを通した施策) ①子ども達の権利擁護・意見の反映 ②未来を切り拓く子ども達への支援 ③困難な環境にある子ども達への支援 (ライフステージ別の施策) ④安心して子どもを生み育てることができる環境づくり(子どもの誕生前から幼児期まで) ⑤宮崎の未来を担う子ども達の育成(学童期・思春期) ⑥若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期) (子育て当事者等への施策) ⑦子育て支援の充実 ⑧共働き・共育での支援 ⑨子どもと子育てにやさしい社会づくり
指標	○重点成果指標5項目 ○個別成果指標 33項目

(4)「第2次小林市総合計画 後期基本計画」概要 【令和4年3月策定】

まちづくり の基本理念	①まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。 ②まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。 ③まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。
将来都市像	みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市
後期 基本計画 体系	①にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》 (農業、畜産業、商・工・観光業、シティプロモーション 等) ②いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》 (福祉、高齢者、介護、健康づくり、医療、子育て 等) ③まなび《生涯を通して学び合い育ち合うまち》 (学校教育、社会教育、スポーツ 等) ④くらし《豊かな自然と共に安心して暮らせるまち》 (災害、生活基盤、水道、住宅、環境保全 等) ⑤計画の実現に向けて 《リーディングプロジェクト》 1 人口減少対策プロジェクト 2 中山間地域対策プロジェクト 3 健康都市プロジェクト 4 脱炭素推進プロジェクト 5 自治体 DX 推進プロジェクト
指標	基本施策ごとに指標（目標値）を設定

(5)「第4期小林市地域福祉計画・小林市地域福祉活動計画」概要

【令和4年3月策定】

基本理念	ともしつながら支え合い、安心して笑顔で暮らせる 福祉のまちづくり
基本的な 視点	①高齢者、障がい者、児童などの枠組みにとらわれず、支援が必要な人を総合的・包括的に支える仕組みづくり ②住民主体による支え合いや交流が進む地域、人づくり
基本目標	①分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり ②地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり ③地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり
指標	基本目標ごとの評価指標を設定

6 計画の策定方法

計画の策定にあたり、課題の抽出や施策の検討等を行うための基礎資料とするため、こども、こどもを持つ保護者、若年層を中心とする市民、関係団体、庁内関係課に対する調査を実施したほか、小林市子ども・子育て会議の開催、こどもを対象とするワークショップ、パブリックコメントの実施等を通じて、幅広い意見を反映させた計画の策定に努めました。

(1) こども・若者調査の実施

小学5年生・中学2年生の児童生徒とその保護者、15～49歳の市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査種類	小中学生とその保護者調査	市民調査
調査対象者	小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者（全数調査）	15～49歳の市民（抽出調査）
調査時期	令和6年7～8月	
調査方法	学校を通じて、原則Webフォームでの回答を依頼	依頼はがきの郵送により、原則Webフォームでの回答を依頼
調査対象件数	723件 （内訳 小学5年生：343件 中学2年生：380件）	4,000件
有効回答数	小学5年生： 323件 中学2年生： 343件 保護者： 363件	733件
有効回答率	小学5年生： 94.2% 中学2年生： 90.3% 保護者： 50.2%	18.3%

(2) 子ども・子育て支援に関する調査の実施

小林市内の子ども・子育て支援に係る事業所等を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査種類	子ども・子育て支援に関する調査
調査対象者	子ども・子育て支援に係る事業所等（全数調査） （認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、児童センター、障がい児通所事業所）
調査時期	令和6年7～8月
調査方法	郵送にて調査票配布を行い、調査票返送もしくはWebフォームでの回答を依頼
調査対象件数	72件
有効回答数	55件
有効回答率	76.4%

(3) 庁内関係課調査の実施

「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期小林市子どもの未来応援推進計画」に定めた施策の進捗状況や課題、今後の方向性について把握・整理するため、庁内関係課に対する調査を実施しました。

(4) 小林市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、公募による市民、関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「小林市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しました。

回	開催年月日	協議事項
第1回	令和6年5月30日	令和6年度小林市こども計画の策定及び策定に係るアンケート調査の実施について
第2回	令和6年9月30日	小林市こども計画骨子案、アンケート調査結果、こども・若者等からの意見聴取に係る取組について
第3回	令和6年11月11日	小林市こども計画素案について
第4回	令和7年2月18日	小林市こども計画に係るパブリックコメントの結果報告及び最終案について

(5) こどもを対象とするワークショップの開催

市民団体の「絆を結ぶ物語」実行委員会との協働による取組として、高校生たちが主宰する学校「絆を結ぶ物語楽園」及び「こども議会 2024～こどもまんなか社会編～」において、こどもたちが社会について考える機会とするとともに、こどもたちの意見等を把握する機会としてのワークショップを開催しました。

名称	開催日時	内容	参加者
絆を結ぶ物語楽園 ^{がくえん}	令和6年6月22日	【講演】 ・こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて 【ワークショップ】 ・こどもたちの意見を小林市に届ける方法	中学生及び高校生、計41名
	令和6年7月13日	【ワークショップ】 ・小林市が住みやすくなるためには	中学生及び高校生、計32名
こども議会 2024 ～こどもまんなか社会編～	令和6年8月3日	【ワークショップ】 ・インプット&対話 「こどもまんなかとは？」 ・グループワーク 「こどもまんなか社会をつくる」 ・アウトプット&対話 「こどもまんなか社会をつくるルール」	小学2年生～中学3年生、計27名

※ワークショップの取組内容や意見等は、「資料編 2 こども・若者の意見聴取の取組（108ページ）」に掲載。

(6) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、令和7年1月15日～令和7年2月13日の期間において、パブリックコメント（意見公募）を行いました。